

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) について

2008年4月24日

産業構造審議会第7回通商政策部会資料



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

模倣品・海賊版拡散防止条約 Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA)構想

1. 模倣品・海賊版の世界的拡散

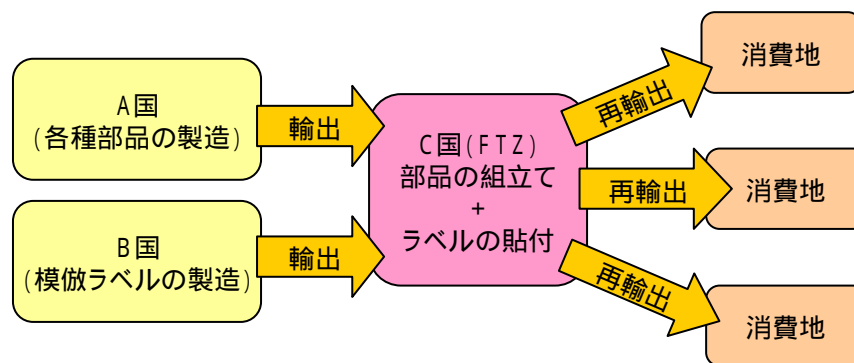
■ 模倣品・海賊版の世界的拡散は、世界経済・社会に対する深刻な脅威

- ◆ 経済的な被害 (模倣品取引額 年間約80兆円(WCO、ICPO)、約20兆円(貿易額ベース、OECD))
- ◆ 消費者の健康・安全への脅威 (耐久性の低いブレーキパッド等)
- ◆ 犯罪組織・テログループの収入源 (麻薬取引と比べ軽い罪、高い収入)

■ 模倣品・海賊版の流通経路は多様化・複雑化

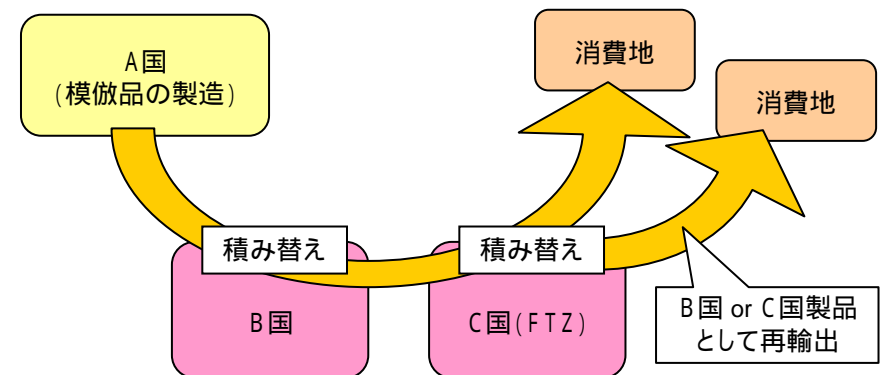
例1

部品と模倣ラベルを別々の国で製造した後に、更に別の国で模倣ラベルを貼り付けて組み立てて輸出を行うといった国際分業化の進展



例2

第三国でのTrans-shipment(商品の積み替え)による仕出し地の偽装を通じた模倣品・海賊版の流通の拡大



模倣品・海賊版拡散防止条約 Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA)構想

2. 新しい国際的枠組みの必要性

■ 現行の国際的枠組みでの対応には限界

- ◆ マルチの国際規律(WTO/TRIPS、WIP O)は最低限の基準であり、多様化・複雑化する問題への対応には不十分。WTO、WIPOでの新たなルールづくりは諸事情からして困難。
- ◆ 二国間協定の積み重ねでは世界的な模倣品・海賊版の拡散防止には不十分。



模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想

3. 交渉の状況

■ これまで知的財産権保護の志の高い国とともに、集中的な協議を推進

- ◆ 10月23日、日米欧同時に、2007年内に集中的な協議を開始することを発表。
- ◆ 2007年12月、2008年1月、3月に非公式会合を開催。

第3回非公式会合出席国(12カ国・地域)：日本、豪州、カナダ、EC(+EU議長国(スロベニア))、韓国、メキシコ、モロッコ、NZ、スイス、UAE、米国、ウルグアイ

■ 条約の早期締結を目指し、今後更に議論を加速する予定

模倣品・海賊版拡散防止条約 Anti-Counterfeiting Trade Agreement (ACTA)構想

4. ACTA構想の概要

- ACTA構想では、模倣品・海賊版の拡散阻止に向け、以下のような点を検討

高いレベルの法的規律の形成

- 水際措置 - 模倣品・海賊版の輸出入等(積み替えを含む)の差し止め、確実な没収・破壊
- 刑事執行 - 模倣ラベルの刑事罰化、非営利目的の著作権侵害への刑事罰の適用
- 民事執行 - 権利者が十分な損害賠償を受けるための措置 等

国際協力の推進

情報やベストプラクティスの交換等執行機関間協力
途上国に対するキャパシティビルディング等

知的財産権の執行の強化

知的財産権保護に係る消費者意識の向上
知的財産権関連法令の情報及び手続の公表

5. 産業界の支持

- 各国の産業界は、ACTA構想への支持を表明

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、米国商工会議所、BUSINESSEUROPE、経団連、G8各国経済団体(G8ビジネスサミット)、国際商工会議所(ICC)等